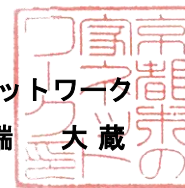


令和2年2月吉日

京都木の家ネットワーク会員の皆様

京都木の家ネットワーク
会長 端 大蔵



京都木の家ネットワーク会員登録更新のご案内

拝啓 向春の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当グループの更新時期が3月末に迫ってまいりました。来年度も一般社団法人 JBN・全国工務店協会と連携し国の補助金情報や住宅に関する有益な情報のご提供、またフォローアップ研修、現場見学研修等さまざまな研修を企画しております。

つきましては来年度も更新いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご更新につきましては 3月13日(金) までに下記必要事項をご記入いただき、メールもしくは FAX にてお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

【更新確認書】	
お会社名	_____
ご担当者名	_____
更新連絡欄	継続 ・ 退会
※更新連絡欄はどちらかに○をつけてください	

年会費： ¥36,000 (4月～3月)

※お申込書到着後、郵送にて請求書を送付致します。

※振込み手数料はご負担願います。

以上

お問い合わせ

京都木の家ネットワーク 事務局 (株)八興京都営業所内)

TEL 075-255-3650/FAX 075-255-3651

担当 永島まで

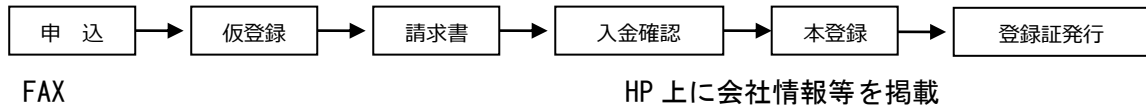
■京都木の家ネットワーク 会員登録種別および年間登録料

会員種別	資格	対象	支援内容	年間登録料
正会員	建設業許可業者および入会から5カ年以内に許可業者となる事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店	京都木の家ネットワークからの対象支援サービス一式	36,000 円
A 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店を支援する販売店・材木店	京都木の家ネットワークからの対象支援サービス一式	36,000 円
B 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	メーカー・商社・協力団体	京都木の家ネットワークからの対象支援サービス一式	36,000 円
C 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の設計事務所	京都木の家ネットワークからの対象支援サービス一式	36,000 円

●お申し込みは随時可能です。

●他団体もしくは直接の JBN 会員にあつては年間登録料を 12,000 円とさせていただきます。

【登録の流れ】



●注意事項

- ① 中途退会された場合は、一度納入された会費はご返却できませんのでご了承下さい。
- ② 更新登録をされない場合は会員資格を失い、再度登録の場合は改めて未納分年会費が必要となります。
(例：4月に更新せずに8月に再登録した場合は、4月分よりの年会費を頂きます。)
- ③ 更新案内より1ヶ月以上ご連絡もなく会費未納の場合は、自動退会となり会員資格を失います。

■お問い合わせ・お申込先：

京都木の家ネットワーク 事務局

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町 595-3 大同生命京都ビル 9F

TEL 075-255-3650 / FAX 075-255-3651 (担当：永島)

E-mail : nagashima@hakko-gr.co.jp HP : <https://kyoto-kinoie.com/>